

『相続税の計算様式等H/Pへ 相続税の相談体制整備を検討』

平成27年より、相続税の基礎控除額は現行の6割にあたる「3,000万円+600万円×法定相続人の数」に引き下げられ、課税対象者は4.1%から6%まで増加すると予測される。このため国税庁では、納税者自身で遺産が基礎控除額を超えるかどうかの確認を行い、相続税の申告の要否を知るための解説や計算様式をホームページに掲載することを検討している。

また、同時に行われる小規模宅地等の評価減の特例の拡充（特定居住用宅地等の限度面積を330平米に拡大）に関する解説や申告書の記載例を盛り込んだパンフレットを作成するほか、税務署における相談体制の充実なども視野に、一連の改正に向けた整備を進めている。いずれも、先の参院決算委員会で明らかにされたもの。

国税庁では既に、基礎控除引き下げに加えて相続時精算課税の適用対象者の範囲拡大、未成年者控除や障害者控除の控除額の引き上げ、税率構造の変更、及び事業承継税制の適用要件の緩和などについて取りまとめた「相続税及び贈与税の税制改正のあらまし」をホームページにて公表しているほか、「非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例のあらまし」（既出）及びその適用に要する新法選択届出書も掲載している。

『ガイドライン活用へ参考事例集 経営者保証—金融庁がまとめる』

金融庁は「経営者保証に関するガイドライン」について参考事例集をまとめ公表した。同庁はガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくことが重要だとの考えから、金融機関等がガイドラインを積極的に活用するよう促している。事例集はその一環。作成にあたっては、金融機関から672の事例の提出を受け、その中から広く実践されることが望ましいと考えられる代表的なものを抽出したとしている。



事例集は「経営者保証に依存しない融資の一層の促進」「適切な保証金額の設定」「既存の保証契約の適切な見直し」「保証債務の整理」の4項目で構成。「経営者保証に依存しない融資」では、経営者保証を求めなかった事例と経営者保証の機能を代替する融資手法を活用した事例を計11事例、「適切な保証金額」では、経営者保証以外の手段による保全状況等を考慮して、保証金額の設定、減額を行った事例を4事例、「既存の保証契約の見直し」では、保証契約の期限到来に伴い、経営者保証を解除した事例と経営者の交代に際し、前経営者の保証を解除し、新経営者から保証を求めなかった事例など6事例、「保証債務の整理」では、中小企業再生支援協議会を活用して保証債務を整理した事例と事業再生ADRを活用した2事例、全部で23事例を収録した。